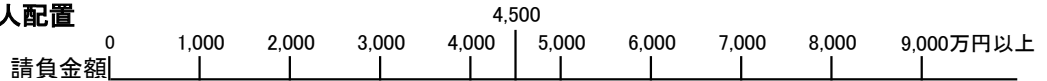


建設工事技術者配置等について

(改正日: 令和7年2月1日)

1 技術者、現場代理人配置



種 別	下 請 金 額	配置技術者	現場代理人
建築一式 以外	5,000万円未満	注)1 主任技術者	常駐
	5,000万円以上	注)1 監理技術者	〃
	専 任 制	注)1 非 専 任 専任	〃
建築一式	8,000万円未満	注)2 主任技術者	〃
	8,000万円以上	注)2 監理技術者	〃
	専 任 制	注)2 非 専 任 専任	〃

- 1 監理技術者は、元請負人のみの配置となり、下請負人は、主任技術者となる。
- 2 始良市発注工事については、現場代理人は常駐である。
- ※ ただし、特記仕様書に兼任を認めている工事で、兼任する始良市発注工事件数が3件以内で、かつ当初請負請負金額の合計が建築一式以外は4,500万円未満(建築一式は9,000万円未満)の工事は兼任することができる。
- 3 主任技術者から監理技術者への変更
当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、下請負金額が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となったような場合には、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を設置しなければならない。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。
- 4 注)1、注)2は、軽微な建設工事に該当する。
注)1の「請負金額500万円未満」及び、注)2の「建築一式工事1,500万円未満又は150㎡未満の木造住宅」については、建設業許可は不要であり技術者配置も不要である。ただし、建設業許可を有する建設業者は、注)1及び注)2の工事であっても、技術者配置は必要である。
なお、上記金額については、発注者が材料を支給する場合、その市場価格及び運送賃を請負代金に加えた額で判断する。

3 職務内容

根拠法令	専任技術者(営業所)	監理技術者	主任技術者	現場代理人
建設業法	法第 7条第2号 法第15条第2号	法第26条	法第26条	法的義務付けなし (契約に基づき設置)
概要	許可基準の一つで、営業所ごとに配置請負契約の締結にあたり、工法検討・見積り等を行う	下請額の大きい工事で主任技術者の業務に加え、下請人を適切に指導・監督する総合的な役割	施工の技術上の管理をつかさどり、直接具体的な工事に密接に関与した指導を行う	現場において、請負人の任務を代行し、現場の取締り、施行及び契約関係の事務処理(契約書 第10条)
専任制	営業所に専任 (工事現場の職務に従事しながら営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる場合で専任を要しない現場技術者と兼任可) ※ 始良市発注の工事で、兼任する工事件数が3件以内で、かつ工事当初請負金額が建築一式以外は4,500万円未満(建築一式は9,000万円未満)の工事は兼任することができる。	工事現場に専任 5,000万円以上(建築一式8,000万円以上)の工事で個人住宅以外は、ほとんど適用	工事現場に専任 4,500万円以上(建築一式9,000万円以上)の工事で個人住宅以外は、ほとんど適用	工事現場に常駐 (現場が近接しかつ直接管理可能な場合は、兼任可。 また、同一工事の主任(監理)技術者と兼任可) ※ ただし、始良市発注工事で、特記仕様書に兼任を認めている工事で、兼任する工事件数が3件以内で、かつ工事当初請負金額が建築一式以外は4,500万円未満(建築一式は9,000万円未満)の工事は兼任することができる。 ※ 兼任するいずれかの現場には常駐すること。
雇用関係	常勤の職員 (出向社員でも可)	直接的かつ恒常的な雇用関係(出向社員は不可)	直接的かつ恒常的な雇用関係(出向社員は不可)	特段の規定なし (雇用関係にある者) 確認方法 ① 健康保険被保険証(所属する建設業者名が記載されているもの) ② 社会保険被保険者資格取得届(年金事務所の受付印のあるもの) ③ 住民税特別徴収税額の決定(変更)通知書 ④ 青色事業専従者給与に関する届出書(税務署受付印のあるもの) ⑤ 雇用契約書(雇用通知等)及び給与台帳等支払い状況の確認できる書類(支払人の記名・押印したもの) 確認については、①で確認できない場合は②へ(後は同じ)

- ・ 常駐とは、現場施工の稼働中、特別な理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在する。
- ・ 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事に係る職務にのみ従事する。(発注者との打ち合わせ等のため現場を離れる場合といった当該工事に専念する状態を含む。ただし、工事現場を離れている場合においても、緊急時に速やかに対応できる体制にあることが必要。)